

児童発達支援等の施設を利用のお子さん

就学前の障害児を支援するため、下記のサービスについては、対象者の利用者負担を無料とします。

無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。

無料となるサービス

- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 福祉型障害児入所施設
- ・ 医療型障害児入所施設

対象期間

無償化の対象となる期間は、**「満3歳になって初めての4月1日から3年間」**です。

問い合わせ先：福祉課障がい者支援係 TEL092-947-1356